

## 清瀬市自殺対策連絡協議会設置要領

(趣旨)

**第1条** 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、清瀬市自殺対策連絡協議会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事項)

**第2条** 連絡会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清瀬市自殺対策計画の推進に関すること
- (2) 自殺対策に係る関係機関等との情報共有及び連携に関すること
- (3) その他自殺対策全般における必要な事項に関すること

(構成)

**第3条** 連絡会は、次に掲げる関係機関及び市関係部署等で構成する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 経営・労働関係機関
- (3) 司法関係機関
- (4) 民間相談機関
- (5) 学識経験者
- (6) 市関係部署
- (7) その他必要と認める機関・団体

(会長)

**第4条** 連絡会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、連絡会の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指定する者がその職務を代行する。

(会議)

**第5条** 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、説明を求めることができる。

(守秘義務)

**第6条** 連絡会の構成者は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

**第7条** 連絡会議の事務局は、生涯健幸部健康推進課に置く。

(委任)

**第8条** この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。